

○フェリス女学院大学転学部・転学科内規

1993年1月20日制定

1994年10月5日改正

1997年10月1日改正

1996年2月13日改正

2004年12月15日改正

(目的)

第1条 この内規は、フェリス女学院大学学則第31条第2項に基づき転学部、転学科の取扱いに
関して定める。

(受入れ人数)

第2条 転学部、転学科に関して教授会は、各学部、各学科の定員の範囲内で、各学部、各学科
毎の受入れ人数を決定する。

(出願)

第3条 転学部、転学科を希望する者は、所定の期日までに、転学部願又は転学科願を教務課に
提出するものとする。

(選考及び合否判定)

第4条 転学部、転学科の選考は、受入れ学部・学科が行い、第1次選考は書類選考とし、第2
次選考は学力試験又は実技試験並びに面接によるものとする。この場合、入学試験を利用する
ことができる。

2 転学部、転学科の合否判定は、教授会が行い、その結果を大学評議会に報告する。

(単位の認定及び在学期間)

第5条 前条により転学部又は転学科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位等の取
扱いについては、教授会が定める。

2 転学部又は転学科した学生の在学期間は、転学部又は転学科以前の在学期間と合わせて8年
(3年次編入学生にあっては4年)を超えることはできない。

3 転学部又は転学科した学生の年次は、転学部又は転学科前の年次にかかわらず、2年次又は
3年次とし、教授会が個別にこれを定める。

(選考料)

第6条 第1次選考合格者は、次の選考料を納付するものとする。

選考料 転学部 入学検定料と同額

転学科 6,000円

2 すでに納めた選考料は、理由の如何にかかわらず、これを返還しない。

第7条 この内規の改廃は、大学評議会がこれを行う。

附 則

この内規は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1997年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、2005年4月1日から施行する。